

改正

平成22年4月28日教委告示第9号

香取市生涯学習人材バンク事業実施要綱

(目的)

**第1条** この告示は、市民の自主的な学習活動、学校の教育活動及び市主催の各種講座、教室等を実施するに際し、ともに学び教え合う精神の下、知識、技能並びに技術を有する者の能力及び特技を活用することにより、市民の生きがいをづくりを援助することを目的とする。

(名称)

**第2条** 本事業は、香取市生涯学習人材バンク事業（以下「人材バンク事業」という。）という。

(登録要件)

**第3条** 人材バンク事業に登録できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしたものとする。

- (1) 本事業に賛同する者
- (2) 日常生活及び教養、スポーツその他の分野について知識、技能及び技術を有する者
- (3) 無償で派遣が可能な者
- (4) 原則として市内に在住、在勤又は在学する者

2 未成年者が登録しようとするときは、保護者の同意を必要とする。

3 人材バンク事業推進に関し支障を来すおそれのある者は、登録できない。

(登録申請)

**第4条** 登録を希望する者は、生涯学習人材バンク事業登録申請書（別記第1号様式）により、香取市生涯学習人材バンク事業推進協議会長（以下「協議会長」という。）に申請するものとする。

(登録事項の変更)

**第5条** 登録者は、登録した申請内容に変更が生じた場合は、速やかに協議会長に届け出るものとする。

(登録期間及び登録期間の変更)

**第6条** 登録期間は、3年間とする。

2 登録期間終了後、引き続き登録を希望する者は、生涯学習人材バンク事業登録更新申請書（別記第2号様式）により、協議会長に申請するものとする。

(登録の取消し)

**第7条** 登録者が次の各号のいずれかに該当するときには、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が人材バンク事業の目的又は登録要件に反する行為をしたとき。
- (2) 虚偽の申請内容により登録したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、人材バンク事業の推進上支障があると認めるとき。

(登録分類)

**第8条** 登録内容は、別表による。

(利用者)

**第9条** 人材バンク事業を利用できる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者とする。

(利用方法)

**第10条** 人材バンク事業を利用しようとする者は、あらかじめ活動場所を用意して、原則として利用希望日の1月前までに生涯学習人材バンク事業利用申込書（別記第3号様式）により、協議会長に申し込むものとする。

2 協議会長は、前項の申込みがあったときは、登録者と協議し、その結果を生涯学習人材バンク事業利用可否決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(利用制限)

**第11条** 人材バンク事業は、特定の政治、宗教等を支持し、宣伝し、若しくは反対又は営利を目的として利用することはできない。

(利用報告)

**第12条** 利用者は、事業終了後20日以内に、生涯学習人材バンク事業利用報告書（別記第5号様式）により、協議会長に報告するものとする。

(利用料)

**第13条** 人材バンク事業の利用料は、無料とする。ただし、教材費、登録者の交通費その他の必要経費については、利用者の負担とする。

(庶務)

**第14条** 人材バンク事業に関する庶務は、香取市生涯学習人材バンク事業推進協議会事務局において処理する。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の小見川町生涯学習人材バンク事業実施要綱（平成15年小見川町教育委員会告示第1号）に基づきなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成22年4月28日教委告示第9号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の香取市生涯学習人材バンク事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日から施行する。

**別表**（第8条）

事業区分	登録分類
A ボランティア支援事業	1 趣味・教養
	2 自然・環境
	3 伝統文化・芸術
	4 スポーツ・レクリエーション
	5 その他
B 子供体験学習事業	

**別記**

第1号様式（第4条）

第2号様式（第6条第2項）

第3号様式（第10条第1項）

第4号様式（第10条第2項）

第5号様式（第12条）